

○勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例

(平成 8 年 12 月 27 日条例第 19 号)

改正 平成 11 年 3 月 30 日条例第 7 号 平成 12 年 3 月 29 日条例第 33 号
平成 18 年 9 月 26 日条例第 8 号 平成 18 年 12 月 25 日条例第 22 号
平成 19 年 12 月 21 日条例第 13 号 平成 24 年 3 月 26 日条例第 19 号
平成 25 年 3 月 29 日条例第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日条例第 17 号
平成 25 年 6 月 28 日条例第 2 号 平成 30 年 3 月 23 日条例第 20 号

勝山市重度心身障害児(者)医療費の助成に関する条例(昭和 48 年勝山市条例第 24 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、重度障害児(者)に医療費の一部を助成することにより、適正な医療を給付し健康保持を図り、もって障害児(者)の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、重度障害児(者)(以下「障害者」という。)とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める 1 級、2 級又は 3 級の障害を有するもの
 - (2) 療育手帳の交付を受けている者で、かつ、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が 50 以下又は市長が規則に定める基準に該当すると判定されたもの
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に定める 1 級又は 2 級に該当する者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 54 条第 3 項に基づく自立支援医療受給者証(精神通院医療)の交付を受けたもの
- 2 この条例において「保護者」とは、親権者(親権者がいないときは後見人、親権者及び後見人がともにいないときは現に障害者を監護している者)であって、障害者の生計を維持している者をいう。
- 3 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)

- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
 - (3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
 - (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
 - (5) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
 - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
- 4 この条例において「保険給付」とは、社会保険各法に規定する次の給付及び支給をいう。
- (1) 療養の給付
 - (2) 入院時食事療養費
 - (3) 保険外併用療養費
 - (4) 入院時生活療養費
 - (5) 療養費
 - (6) 訪問看護療養費
 - (7) 家族療養費
 - (8) 家族訪問看護療養費
- 5 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又はこれらの者の被扶養者(社会保険各法の規定により継続給付を受けている者を含む。以下これらを「被保険者等」という。)が、負担すべき金額をいう。ただし、第 2 条第 1 項第 3 号に該当する者にあつては、病院又は診療所へ入院しないで行われる医療を受ける場合に必要な費用の額の負担に限るものとし、児童福祉法第 24 条の 20 第 1 項に規定する指定障害児入所施設等に入院又は入所した者が、当該指定障害児入所施設等において受ける医療については、療養の給付を受けた場合において負担すべき自己負担金に限るものとする。
- 6 この条例において「医療機関」とは、社会保険各法の規定による保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。
- 7 この条例において「協力医療機関」とは、障害者に対する医療を行った場合、当該診療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報を福井県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提供する等の協力をする医療機関をいう。
- (助成対象者)
- 第 3 条 この条例による医療費の助成(以下「助成」という。)の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する者であつて、被保険者等である障害者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者とならない。
- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けている者

(2) 本市の区域内の病院、障害者支援施設その他規則で定める施設(以下「施設等」という。)に入院、入所又は入居(以下「入所等」という。)している者であって、他の市町村が行う重度障害者医療費助成事業における助成の対象者となることができるもの

(3) 勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和 53 年勝山市条例第 11 号)により医療費の助成を受けることができる者

(住所地特例)

第 3 条の 2 施設等に入所等をしたことにより、当該施設等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該施設等に入所等する際に本市の区域内に住所を有していたと認められる者(本市以外の市町村に所在する施設等に入所した者に限る。)は、前条に規定する本市の区域内に住所を有する者とみなす。ただし、継続して二以上の施設等に入所等をしている者にあつては、最初の入所等の前に本市に住所を有していたと認められる場合に限り前条に規定する本市の区域内に住所を有する者とみなす。

(受給者証の交付申請)

第 4 条 前条に規定する者が助成を受けようとするときは、あらかじめ市長から当該助成を受ける資格(以下「受給資格」という。)がある旨の証明書(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の受給者証の交付の申請があつたときは、受給資格についての審査を行い、受給者証の交付の適否の決定を行うものとする。

(助成対象者の制限)

第 5 条 第 3 条に規定する助成対象者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 助成対象者若しくは助成対象者の配偶者及び民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項の規定に定める扶養義務者の前年の所得(1 月から 7 月までの医療費に係る一部負担金については前々年の所得)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)第 20 条及び第 21 条に規定する額を超えていないこと。

(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受け、その年の所得につき、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する所得税が課せられないものと市長が認める者であること。

(助成金の支給)

第 6 条 市長は、助成対象者又は保護者が助成対象者に係る保険給付につき一部負担金を医療機関に支払った場合(次項に定める場合を除く。)には、当該支払額に相当する額を助成金として支給する。ただし、規約又は定款により附加給付を受ける場合、又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費の給付を受ける場合の助成金の額は、一部負担金の額から当該給付を受ける額(他の法令の規定により医療費の給付を受けるこ

とにより、当該法令の規定による負担金を支払う場合には、当該給付を受けた医療費の額からこの負担金の額を控除する。)を控除した額とする。

2 市長は、助成対象者又は保護者が助成対象者に係る医療の給付に要した費用を勝山市に納付しなければならない場合で、規則で定めるときは、前項の支給されるべき助成金の額をもって相殺をすることができる。

3 市長は、協力医療機関の情報に基づき国保連又は支払基金から請求があった場合には、第1項に規定する助成金を保護者に代わり当該医療機関に支払うことができる。
(助成の申請)

第7条 前条の助成は、申請に基づき行うものとする。ただし、協力医療機関において医療を受けた場合の助成は、国保連又は支払基金から市長に当該医療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報の報告があったときに、申請があったものとみなす。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正な行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、第6条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた受給者があるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。

(助成の制限)

第9条 市長は、助成対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度においては支給せず、又は既に支給した金額を返還させることができる。

(時効)

第10条 助成を受ける権利は、医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、当該各号に定める日とする。

(1) 医療機関からの一部負担金の請求が遅延したとき。 当該請求のあった日

(2) 災害その他のやむを得ない理由により、助成対象者若しくは保護者が第7条の申請をすることができなかつたとき、又は国保連若しくは支払基金から同条ただし書の報告がされなかつたとき。 当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

(助成の適用)

2 この条例による医療費の助成は、施行日以後に医療機関において受ける医療について適用し、施行日前に医療機関において受けた医療については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 3 月 30 日条例第 7 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 33 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 26 日条例第 8 号)

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 25 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 12 月 21 日条例第 13 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の条例第 4 条に規定する受給資格証の交付を受けている者であって、施行日前に福井県以外の区域から本市の区域内の施設等に住所を変更したと認められる者については、改正後の勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第 3 条に規定する対象者とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第 4 条に規定する受給資格証の交付を受けている者であって、施行日前に施設等に住所を変更したと認められる者については、受給資格証の有効期間内においては第 3 条に規定する対象者とみなす。ただし、第 4 条に規定する受給資格登録に変更があった場合についてはこの限りでない。なお、前項の規定による受給資格証の交付を受けた者についてはこの限りでない。

附 則(平成 24 年 3 月 26 日条例第 19 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(子ども医療費の助成に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、当該保険給付の事由が発生したものに係る子ども医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 16 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 17 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 28 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日条例第 20 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、当該保険給付の事由が発生したものに係る医療費の助成については、なお従前の例による。